

○ 財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団 設立趣意書

県の中央部を流れる相模川の支川である中津川において、現在、洪水調節、水道用水の供給、発電等を目的とする宮ヶ瀬ダムの建設工事が建設省の手により進められています。

この地域は、豊かな自然に恵まれた丹沢・大山山塊の東部にあり、昔から神奈川県民はもとより首都圏の住民に野外活動や観光・レクリエーション活動の場として広く親しまれてきました。

今日、わが国の経済社会の発展と成熟化に伴い、人びとの価値観やライフスタイルの多様化、自由時間の増加等が進み、人びとの学習、文化、健康・スポーツに対する関心、とりわけ大自然に対する志向は、これまで以上に高揚し多彩になっています。

こうしたなかで、都心から50kmという至近の地に首都圏最大級のダム貯水池が誕生することは新たな環境資源の創造ともいえ、地域の内外に与えるインパクトは極めて大きいものがあります。

貯水池の誕生を契機に、貯水池と周辺地域の自然環境の保全を図りながら水源地域の振興と人びとの多彩なニーズに応える良好な地域づくりへの要請が強くなっています。

このような要請に基づき、平成4年4月にこの地域の整備の基本方針ともいべき宮ヶ瀬ダム貯水池周辺地域整備基本計画が策定されました。

この基本計画では、貯水池周辺地域の新しい地域づくりの基本理念として「人と自然、都市と地域の交流・共存をめざす自然公園的機能をもった都市近郊リゾート地の形成」を掲げています。

そこで、この基本計画に基づき良好な地域づくりを一体的・計画的に推進するため、企画立案・合意形成の促進、拠点施設の整備・管理、公共施設等の管理受託、地域情報の提供・活性化の促進、調査研究等について国、県、関係市町村、利水者、民間等との協力と連携により行う組織として「財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団」を設立するものです。

平成4年10月

財 団 法 人 宮 ヶ 瀬 ダ ム 周 辺 振 興 財 団
寄 附 行 為

当初認可 平成4年10月1日
変更認可 平成5年12月28日
変更認可 平成9年3月31日
変更認可 平成10年9月1日
変更認可 平成11年8月4日
変更認可 平成16年3月11日
変更認可 平成22年7月1日

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を神奈川県愛甲郡清川村宮ヶ瀬940-4番地に置く。

(目 的)

第 3 条 この法人は、宮ヶ瀬ダム貯水池及びその周辺地域（以下「貯水池周辺地域」という。）をダム空間の特性を活かした自然の保護と開発の調和のとれた都市近郊リゾート地として形成していくため、貯水池周辺地域の環境保全及び整備に関する企画立案及び合意形成の促進、拠点施設の整備・管理等を行い、もって都市と貯水池周辺地域及び人と自然の交流・共存による水源地域の保全と振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 貯水池周辺地域の環境保全及び整備に関する企画立案及び合意形成の促進
- (2) 貯水池周辺地域の環境保全及び整備並びに活性化に関する調査研究
- (3) 貯水池周辺地域におけるスポーツ・レクリエーション施設等の拠点施設の整備・管理
- (4) 国又は地方公共団体により貯水池周辺地域に整備される公共施設等の管理受託
- (5) 貯水池周辺地域に係る情報の収集・提供並びに貯水池周辺地域の活性化を図るための行事・催事等の企画・実施及び育成
- (6) 宮ヶ瀬ダム貯水池における遊覧船の運営
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

第 2 章 資産、事業計画等

(資産の構成)

第 5 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第 6 条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の際基本財産として指定された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会において基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の処分の制限)

第 7 条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。

ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事の4分の3以上の同意を得、かつ、主務官庁の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(資産の管理)

第 8 条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て定める。

2 基本財産のうち、現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に替えて、保管しなければならない。

(経費の支弁)

第 9 条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第 10 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 11 条 この法人の事業計画及び収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、その年度の開始前までに理事会の承認を得なければならない。

これらを変更しようとするときも同様とする。

(事業報告及び収支決算)

第12条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業概要報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後3箇月以内に理事会の承認を得なければならない。

(長期借入金)

第13条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事の3分の2以上の同意を得なければならない。

第3章 役員及び職員

(役員の種類及び選任)

第14条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
 - (2) 常務理事 1人又は2人
 - (3) 理事(理事長及び常務理事を含む。) 10人以上14人以内
 - (4) 監事 1人
- 2 理事及び監事は、評議員会において選任する。
 - 3 理事長及び常務理事は、理事の互選により定める。
 - 4 理事及び監事は、これを兼ねることができない。

(役員の職務)

- 第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。
- 2 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の常務を分掌する。
 - 3 常務理事のうち理事長があらかじめ定めた常務理事は、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
 - 4 理事は、理事会を構成し、この法人の業務の執行を決定する。
 - 5 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員の任期)

- 第16条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠として選任された役員任期は前任者の残任期間とし、増員により選任された役員任期は現任者の残任期間とする。
- 2 役員は、再任されることができる。
 - 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会において、評議員の4分の3以上の同意により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う評議員会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員 の 報酬 等)

第 1 8 条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員には、別に定めるところにより報酬を支給することができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。

(事務局)

第 1 9 条 この法人の事務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

第 4 章 顧 問

(顧 問)

第 2 0 条 この法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事長の諮問に応じて意見を述べることができる。
- 4 顧問の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第 5 章 理 事 会

(理事会 の 構成)

第 2 1 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会 の 権 能)

第 2 2 条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この法人の運営に関し、重要な事項を議決する。

(理事会 の 開 催)

第 2 3 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事の3分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(理事会 の 招 集)

第 2 4 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び

場所を示して、開会の日の3日前までに文書をもって通知しなければならない。

3 理事長は、前条第2号の請求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。

(理事会の議長)

第25条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第26条 理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第27条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 理事会は、第24条第2項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の過半数の同意があった場合は、この限りでない。

(理事会における書面表決)

第28条 やむを得ない理由のため、理事会に出席することができない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席した理事とみなす。

(監事の理事会への出席)

第29条 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(理事会の議事録)

第30条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 出席した理事の氏名(書面表決者の場合にあっては、その旨を付記すること。)
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、出席した理事のうちからその理事会において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第6章 評議員及び評議員会

(評議員)

第31条 この法人に評議員を置く。

- 2 評議員は、理事会において選任し、その数は10人以上15人以内とする。
- 3 評議員は、理事又は監事を兼ねることができない。
- 4 第16条から第18条（同条第1項ただし書を除く。）までの規定は、評議員の任期、解任及び報酬等について準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と、第17条中「評議員会」とあるのは「理事会」と、「評議員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

（評議員会の構成及び権能）

第32条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この法人の業務の執行に関する重要な事項につき理事長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議することができる。

（評議員会の開催）

第33条 評議員会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 評議員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

（評議員会の招集）

第34条 評議員会は、理事長が招集する。

- 2 評議員会を招集するには、評議員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の3日前までに文書をもって通知しなければならない。

（評議員会の議長）

第35条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員のうちから選任する。

（評議員会の定足数）

第36条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開会することができない。

（評議員会の議決）

第37条 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（評議員会における書面表決等）

第38条 やむを得ない理由のため、評議員会に出席することができない評議員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の評議員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席した評議員とみなす。

(評議員会の議事録)

第 3 9 条 第 3 0 条の規定は、評議員会の議事録に準用する。この場合において、同条中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と、「書面表決者」とあるのは「書面表決者及び表決委任者」と読み替えるものとする。

第 7 章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第 4 0 条 この寄附行為は、理事会において理事の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ、主務官庁の認可を得なければ変更することができない。

(解 散)

第 4 1 条 この法人は、民法第 6 8 条第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定によるほか、理事会において理事の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ、主務官庁の承認があったときは解散する。

(残余財産の処分)

第 4 2 条 この法人が解散するときに有する残余財産は、理事会において理事の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ、主務官庁の承認を得て、地方公共団体又はこの法人と類似の目的を持つ他の公益法人に寄附する。

第 8 章 雑 則

(委 任)

第 4 3 条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て定める。

附 則

- 1 この法人の設立当初の事業年度は、第 1 0 条の規定にかかわらず、設立許可のあったときから平成 5 年 3 月 3 1 日までとする。
- 2 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 1 1 条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 3 この法人の設立当初の役員及び評議員は、第 1 4 条第 2 項及び第 3 項又は第 3 1 条第 2 項の規定にかかわらず、別紙役員名簿及び評議員名簿のとおりとし、その任期は、第 1 6 条第 1 項又は第 3 1 条第 4 項の規定により準用する第 1 6 条第 1 項の規定にかかわらず、役員にあっては平成 7 年 3 月 3 1 日まで、評議員にあっては平成 6 年 6 月 3 0 日までとする。

附 則

この寄附行為は、平成 9 年 3 月 2 4 日から施行し、平成 1 1 年 3 月 3 1 日から適用する。

附 則

この寄附行為は、平成10年8月10日から施行し、平成10年9月1日から適用する。

附 則

この寄附行為は、平成11年5月28日から施行し、平成11年8月4日から適用する。

附 則

この寄附行為は、平成16年3月11日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この寄附行為は、平成22年7月1日から施行する。